RAPID 週報 Weekly Report on Aomori Prefectural Infectious Disease

青森県感染症発生情報　（2006 年第 32 週）

発行 青森県感染症情報センター（2006 年8月 18 日）
（青森県環境保健センター内:担当　微生物部）
TEL 017-736-5411、 FAX 017-736-5419
青森県環境保健センターホームページ
http://www.pref.aomori.lg.jp/eiken/index.html

Ⅰ　第 32 週の発生動向（2006/8/7～2006/8/13）

1. **ヘルパンギーナ**については、**警報**が青森（第 28 週～）、弘前（第 26 週～）、上十三（第 30 週～）、むつ保健所管内（第 28 週～）で継続しています。
2. **流行性耳下腺炎**については、**警報**が上十三保健所管内（第 24 週～）で継続、むつ保健所管内では、新たに**注意報**が出されました。
3. **水痘**については、むつ保健所管内で第 29 週から**注意報**が継続しています。
4. **インフルエンザ**については、8 月に入り沈静化状態となりました。迅速診断キットにより、むつ保健所管内では B 型：3 件が報告されています。

Ⅱ　第 32 週五類感染症定点把握

保健所名	青森		弘前		八戸		五所川原		上十三		むつ		青森県計		増減数
疾患番号・疾患名	数	定点	数	定点	数	定点	数	定点	数	定点	数	定点	数	定点	(前週からの増減)
(72) インフルエンザ	1	0.07							2	0.22	3	0.50	6	0.09	-6
(60) 咽頭結膜熱	8	0.89	4	0.44	5	0.56	1	0.20	1	0.17	4	1.00	23	0.55	3
(61) A群溶血性レンサ球菌咽頭炎			4	0.44	5	0.56	1	0.20	4	0.67	1	0.25	15	0.36	-8
(62) 感染性胃腸炎	16	1.78	8	0.89	6	0.67	3	0.60	3	0.50	22	5.50	58	1.38	9
(63) 水痘	11	1.22	11	1.22	6	0.67			18	3.00	27	6.75	73	1.74	2
(64) 手足口病			1	0.11	3	0.33	2	0.40	5	0.83	1	0.25	12	0.29	1
(65) 伝染性紅斑	3	0.33	2	0.22	1	0.11	4	0.80	1	0.17	1	0.25	12	0.29	-11
(66) 突発性発しん	7	0.78	6	0.67	4	0.44			1	0.17	6	1.50	24	0.57	4
(67) 百日咳															0
(68) 風しん															0
(69) ヘルパンギーナ	38	4.22	32	3.56	10	1.11	4	0.80	23	3.83	52	13.00	159	3.79	-17
(70) 麻しん（成人を除く）															0
(71) 流行性耳下腺炎	6	0.67	21	2.33	10	1.11	2	0.40	28	4.67	13	3.25	80	1.90	3
(73) 急性出血性結膜炎					1	0.50							1	0.09	1
(74) 流行性角結膜炎	4	2.00	1	0.33	2	1.00			2	1.00			9	0.82	7
(59) RSウイルス感染症											1	0.25	1	0.09	0
(82) マイコプラズマ肺炎					2	2.00					2	2.00	4	0.67	-4

定点数 保健所名	インフルエンザ（内科＋小児科）	小児科	内科	眼科	基幹
青森	14	9	5	2	1
弘前	15	9	6	3	1
八戸	14	9	5	2	1
五所川原	7	5	2	1	1
上十三	9	6	3	2	1
むつ	6	4	2	1	1
合計	65	42	23	11	6

は警報　　は注意報　　「空欄」：患者発生数 0

Ⅲ　表Ⅱ以外の感染症法対象疾患　（18 年計には、今回届出された人数を含む）

（14）腸管出血性大腸菌感染症（三類全数把握疾患）　青森保健所管内：3人　　（18年計 27人）

感染症の窓　流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）

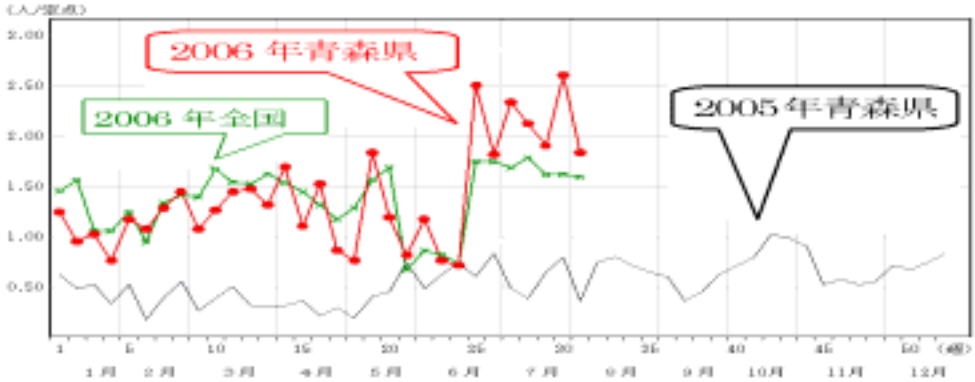

図１．青森県と全国の定点あたり報告数推移

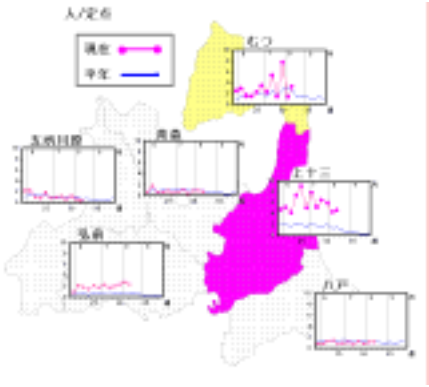

図２．保健所管内別推移

本年における本県の流行性耳下腺炎報告数は、第 25 週以降、全国値を上回る値で推移しており（図１）、地域別では上十三、むつ保健所管内において報告数の多い状態が続いています（図２）。

本疾患は、ムンプスウイルスの飛沫や接触により感染し、唾液腺の**腫れや圧痛、発熱、嚥下痛**等の症状を呈します。

症状がある間はウイルスが多く排泄されますので、注意が必要です。治療は対症療法で、唯一の予防がワクチンです。学校保健法によると「耳下腺の腫脹がある間は、腫脹が消失するまで出席停止とする」としています。

関連サイト　☞　保健衛生課‘こどもの夏の感染症に注意しましょう’http://www5.pref.aomori.lg.jp/hoken/24072/cpub.html